

令和元年改正会社法と税務

令和元年 12 月 4 日改正会社法が成立し以下の制度等が整備されました。税務に関しては特に大きな影響はありませんが、これらの制度の活用も今後可能性がありますのでご紹介いたします。

1. 改正の概要

今回の会社法の改正としては主に下記の点において改正が行われました。主としてコーポレートガバナンスの強化を目的とされる制度となります。①株主総会資料の電子提供制度の創設②取締役の報酬に関する規律の見直し③会社補償に関する規律の整備④役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備⑤業務執行の社外取締役への委任⑥社外取締役の設置義務⑦株式交付制度の創設

2. 具体的内容

それでは具体的にこれらの項目に触れてみたいと思います。

① 株主総会資料の電子提供制度の創設

株主総会資料について、改正前は一部の企業を除き、株主総会参考書類や計算書類等、株主に事前に提供が必要がある資料は書面により提供されており、インターネットなどを用いて株主総会資料を株主に提供するためには、株主の個別の承諾が必要でした。

しかしながら、昨今の情報化社会の進展により、会社運営においても電子化を進める必要性が高まっており、特に株主による会社情報への容易かつ円滑なアクセスの促進や会社と株主とのコミュニケーションの質の向上といった意義があり、これらの電子化の要請が高まってきていました。

そこで、今回の改正では、取締役が株主総会を招集するときは株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款で定めることが出来るとされました。

それにより、株主総会参考書類等をウェブサイトに掲載し、株主に対してそのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に提供することが出来るようになりました。

② 取締役の報酬に関する規律の見直し

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会又は代表取締役が決定していることが多く、また、取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となりうるものです。今回の会社法改正により対象となる会社は、報酬決定の過程の透明性を高めることにより、取締役の個人別の報酬が恣意的に決定されることを防止することを目的としており、次のような見直しがなされます。

- ・ 上場会社等において取締役の個人別の報酬の内容が株主総会で決定されない場合には、取締役会は、その方針を定め、その概要等を開示しなければならないものとする
- ・ 取締役の報酬として株式等を付与する場合の株主総会の決議事項に株式等の数の上限等を加える
- ・ 上場会社が取締役の報酬として株式を発行する場合には出資の履行を要しないものとする
- ・ 事業報告による情報開示を充実させる

③ 会社補償に関する規律の整備

株式会社と役員等が補償契約を締結することにより、役員等に対して一定の費用等の全部又は一部を株式会社が補償することが規定されました。これまでも、委任に関する規定に従い役員等から会社に対する補償請求がなされてきましたが、会社法上の規定がなかったため今回の会社法改正により整備されることとなりました。

まず、役員等への補償は会社財産からなされるものであり、構造的に利益相反類似の関係があることから、補償契約は株主総会（取締役会設置会社の場合には取締役会）の決議によらなければならないとされました。

また、補償の対象は以下のように規定されました。

【補償の対象】

- ① 当該役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用
- ② 当該役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における一定の損失

【税務への影響】

上記補償の対象における税務上の取扱いとしては次のようになると考えられます。（法人税基本通達 9-7-16、9-7-17 参照）

①の場合は、役員等を対象とした防御費用です。そして勝訴であった場合は、訴訟費用として損金算入が認められます。一方敗訴となった場合はその役員に対する経済的利益の供与として役員給与となります。

②の場合は、本来その役員等が負担すべき損害賠償金及び和解金の立替であることから役員給与となります。

そして役員給与とみなされる場合、これらは当然退職給与には該当せず、また、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれにも該当せず、損金不算入となると思われます。

④ 役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備

株式会社が役員等を被保険者とする役員賠償責任保険（D&O 保険）に加入することについては役員等へのインセンティブとして機能する一方、利益相反の恐れがありますが、会社法には規定がありませんでした。

今回の改正では役員賠償責任保険の内容の決定については株主総会の決議によらなければならないこととされ、手続きの明確化が図られました。

【税務への影響】

国税庁は 2016（平成 28）年 2 月 24 日、経済産業省からの照会に対する回答として以下のような取り扱いを公表しました。また、令和元年の会社法改正に対しても、経済産業省からの照会により同様の回答がなされています。

- ① 新たな会社役員賠償責任保険の保険料を会社が、（イ）取締役会の承認、（ロ）社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意又は社外取締役全員の同意の取得、の手続きを行うことにより会社法上適法に負担した場合には、役員に対する経済的利益の供与があったと考えられること

から、役員個人に対する給与課税を行う必要はない。

- ② ①以外の会社役員賠償責任保険の保険料を会社が負担した場合には、従前の取扱いのとおり、役員に対する経済的利益の供与があったと考えられることから、役員個人に対する給与課税を行う必要がある。

⑤ 業務執行の社外取締役への委任

改正前会社法では、社外取締役が業務執行を行う場合には社外取締役の要件を失うこととされてきました。それにより、社外取締役は業務執行をせず、業務執行から一線を引くことにより独立性を担保しています。

しかしながら、社外取締役には、経営者と株主との間の調整役、機関投資家などとの調整役、マネジメント・バイアウトなどの交渉役などといったことが期待されております。

そこで、改正会社法は、株式会社と取締役との利益相反状況がある場合等において、取締役会が社外取締役に委託した業務については、社外取締役が執行したとしても、社外取締役としての要件を失わないものとされました。その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なう恐れがある時は、当該株式会社はその都度取締役会の決議によって当該株式会社の業務を遂行することを社外取締役に委託することが出来ると規定しました。

⑥ 社外取締役の設置義務

改正前会社法において、上場会社等では社外取締役を置かない場合には、株主総会で理由を説明しなければならないとされていました。

しかし、上場会社等が社外取締役を一人も置かない場合には経営が独善に陥り、経営者が保身に走るといった危険に対する対策として、社外取締役の活用が必要であるという議論がなされてきました。

そこで今回の改正により社外取締役を置かなければならないと規定され、社外取締役の設置が義務付けられました。

⑦ 株式交付制度の創設

株式交付制度とは自社株式を対価として他の株式会社を子会社とすることが出来る制度です。

自社の株式の対価として他の会社を子会社とする手段として株式交換の制度がありますが、改正前会社法では、株式交換は完全子会社とする場合でなければ利用することが出来ませんでした。また、その他の手段として自社の新株発行等と他の会社の株式の現物出資という構成をとる場合には手続きが複雑でコストがかかるという問題がありました。

そこで、改正会社法では完全子会社とすることを予定しない場合においても株式会社が他の株式会社を子会社とすることが出来るよう改正されました。

3. 税務への影響

今回の会社法改正により税務上の取り扱いは直ちに變更されていませんが、今後の税制改正により税務上の取扱いが變更となる可能性があるため、注意する必要があります。